平成２９年（フ）第７２号
三重県度会郡玉城町矢野579番地90、前住所三重県松阪市中央町603番地１　サザンハイツパート２　２－３
債務者　東山　純麗
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
高知市中万々292番地56　シャルムⅡ－102
債務者　戸梶　裕司
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０５号
高知市中万々292番地56　シャルムⅡ－102
債務者　戸梶　祐里
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２７号
高知市比島町２丁目16番９号　サウスサイドながの103
債務者　山下　玲奈
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９５号
千葉県佐倉市城357番地
債務者　圓城寺敏明
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１９９号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目３番２
債務者　向後　達朗
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０８号
千葉県成田市加良部５丁目８番地６（エクセレント成田Ⅱ－502）
債務者　川上満寿美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２２８号
千葉県八街市東吉田825番地87
債務者　小泉　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５５号
千葉県八街市東吉田825番地87
債務者　小泉　奈美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６１号
千葉県佐倉市六崎1755番地43
債務者　田中理枝子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６６号
千葉県成田市本城165番地20
債務者　林　　洋子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６３号
新潟県小千谷市元町10番１号　介護老人保健施設水仙の家、住民票上の住所新潟県小千谷市土川２丁目４番25号　宮木徹方
債務者　倉橋由里子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
新潟県中魚沼郡津南町大字中深見乙2464番地４　大船団地　121号室
債務者　桑原　　梓
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
群馬県藤岡市中158番地10　泉ハイツ201
債務者　小笠原　忍
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８１８号
さいたま市見沼区大和田町２丁目556番地アベニール大和田203
債務者　大柳　和広
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９３２号
さいたま市見沼区島町862番地７
債務者　阿部　博之
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６６号
埼玉県蓮田市蓮田３丁目52番地　グランハイム稲葉Ｃ－101号
債務者　村山　敏和
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２３号
埼玉県川口市川口２丁目17番48－317号　グリーンビュー第３川口
債務者　宮田　弘明
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係